

付 録

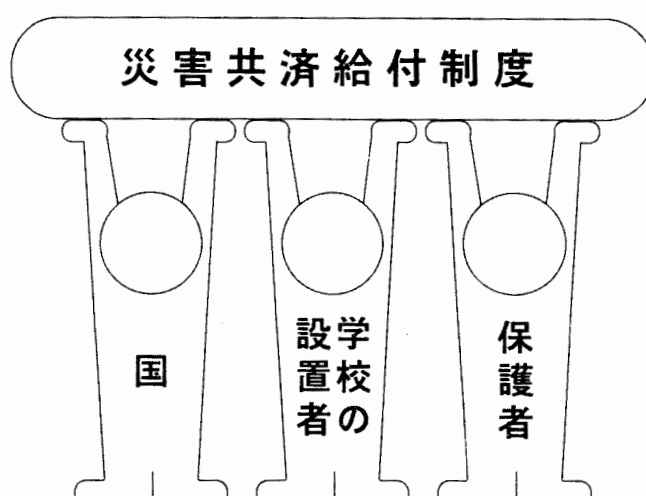
○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付概要

(1) 災害共済給付に関する業務

ア 災害共済給付制度の性格

災害共済給付制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センターと学校の設置者との契約（災害共済給付契約）により、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害または死亡をいう。）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金または死亡見舞金の支給をいう。）を行うものです。その運営に要する経費については、国、学校の設置者及び保護者がそれぞれ負担することになっています。

このため、災害共済給付制度は国、学校の設置者、保護者の三者による互助共済制度の性格を有するものであり、損害賠償制度や補償制度、あるいは民間の損害保険や生命保険等とは異なる他に類をみない制度です。



国・学校設置者・保護者の三者による互助共済制度

イ 災害共済給付制度への加入契約

災害共済給付は、学校の設置者が保護者の同意を得てセンターとの間に災害共済給付契約を結び、共済掛金を支払うことによって行われます。

ウ 災害共済給付契約の対象となる学校

義務教育諸学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 特殊教育諸学校（盲学校、ろう学校または養護学校をいう。）の小学部若しくは中学部を含む。
高等学校	高等学校（全日制、定時制及び通信制） 中等教育学校の後期課程及び特殊教育諸学校の高等部を含む。
高等専門学校	
幼稚園	特殊教育諸学校の幼稚部を含む。
保育所	児童福祉法に規定する保育所

※ 国公、公立、私立の別を問いません。

エ 共済掛金の額

児童生徒等1人当たりの共済掛金の額（年額）は次のとおりです。

（平成15年度現在）

学校種別	一般児童生徒等		要保護児童生徒		
	本 土	沖 縄 県	本 土	沖 縄 県	
義務教育諸学校	840円	420円	40円	20円	
高等学校	全 日 制	1,530	765	—	—
	定 時 制	720	360	—	—
	通 信 制	280	140	—	—
高等専門学校	1,820	—	—	—	
幼稚園	260	130	—	—	
保育所	350	175	40	20	

(注) 1 共済掛金のうち、義務教育諸学校では4割から6割を、その他の学校では6割から9割を保護者が負担し、残りを学校の設置者が負担します。

2 災害共済給付契約に免責の特約を付けた場合（後記キ）は、上表の額に児童生徒等1人当たり35円（高等学校の通信は3円）を加えた額が共済掛金の額です。

オ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

（平成15年度現在）

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負 傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額 （平成15年4月1日以前の療養で薬剤一部負担額がある場合はその額を加算）
疾 病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、文部科学省令で定めるもの 〔 ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷に因る疾病 〕	
障 害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により第1級から第14級に区分される	障害見舞金 3,370万円～73万円 〔通学中の災害の場合1,685万円～36.5万円〕
死 亡	学校の管理下において発生した事故に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,500万円〔通学中の災害の場合1,250万円〕
	突 然 死 学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの 学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 2,500万円〔通学中の災害1,250万円〕 死亡見舞金 2,500万円（通学中の災害の場合も同様）

※ 上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額（医療保険でいう10割分）が、5,000円以上のもの（したがって、医療保険でいう被扶養者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、その3割分の1,500円以上（除：薬剤一部負担金）を負担したもの）をいいます。

上表のほか、災害共済給付の附帯業務として、以下の事業を行っています。

- ・供花料の支給…… 学校の管理下における死亡で、損害賠償を受けたこと等により死亡見舞金が支給されないものに対し、供花料として17万円を支給します。
- ・通院費の支給…… へき地にある学校（義務教育諸学校）の管理下における児童生徒の災害に対し、通院日数に応じ、1日当たり定額1,000円の通院費を支給します。

カ 給付の対象となる学校の管理下の範囲

学校の管理下となる場合	例 え ば
1 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（保育所における保育中を含む。）	・各教科（科目）、道徳、自立活動、総合的な学習の時間、幼稚園の保育中 ・特別活動中（学級活動、ホームルーム、児童・生徒会活動、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除など）
2 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	・部活動、林間学校、臨海学校、夏休みの水泳指導、生徒指導、進路指導など
3 休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示または承認に基づいて学校にある場合	・始業前、業間休み、昼休み、放課後
4 通常の経路及び方法により通学する場合（保育所への通園・降園を含む。）	・登校（登園）中、下校（降園）中
5 上記に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合	・学校の寄宿舎にあるとき ・学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中 ・高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、学校教育法の規定により技能教育のための施設で教育を受けているとき

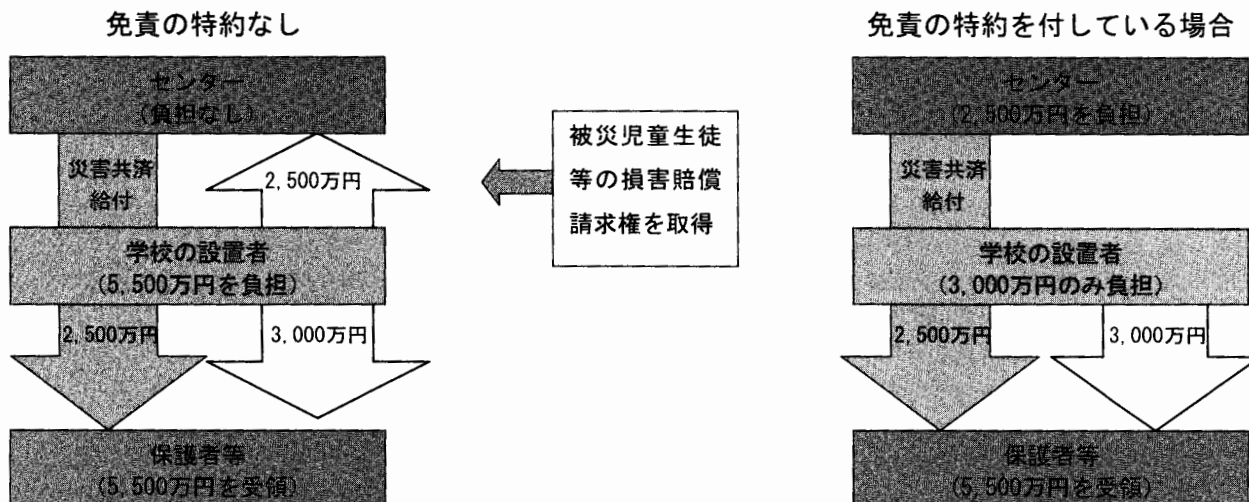
キ 免責の特約

災害共済給付契約には、学校の管理下における児童生徒等の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合に、センターが災害共済給付を行うことによって、その価額の限度で学校の設置者の損害賠償責任を免れさせる旨の特約（免責の特約）を付することができます。この免責の特約に係る共済掛金は、児童生徒等（1人当たり35円（高等学校の通信制は3円））を学校の設置者が負担します。

センターは、第三者（学校の設置者も含む。）の加害行為による災害について給付を行ったときは、センター法第31条第2項の規定により、給付の価額の限度において被災児童生徒等の損害賠償請求権を取得することになりますが、学校の設置者が加害者となった場合については、この「免責の特約」を付してあると、センター法第31条第1項の規定によりセンターが給付した価額の限度で学校の設置者の損害賠償責任が免れるものです。

この制度は、センターが被災児童生徒等に代わり代位取得した損害賠償請求権を行使することによる学校の設置者の突発的な財政負担が大きくなることを避けるため、これを設置者相互間で分散負担する趣旨で設けられているものです。

～ 例 死亡で損害賠償額が5,500万円のとき ～



○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター本部及び都道府県支部所在地一覧

(平成16年1月20日現在)

支 部 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	F A X 番号
健康安全部災害共済給付課(本部)	160-0013	東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	03-5410-9164	03-5410-9167
健康安全部健康安全事業課(本部)			03-5410-9156	
北 海 道 支 部	060-0004	北海道札幌市中央区北4条西7丁目 札幌ホワイトビル9階内	011-271-4306	011-271-4307
青 森 県 支 部	030-8540	青森県青森市新町2-3-1 青森県教育庁スポーツ健康課内	017-722-6753	017-722-6885
岩 手 県 支 部	020-0821	岩手県盛岡市山王町5-15 岩手県庁分庁舎内	019-622-7910	019-622-7913
宮 城 県 支 部	980-0011	宮城県仙台市青葉区上杉1-5-15 日本生命仙台台勾当台南ビル8階内	022-211-5391	022-211-5392
秋 田 県 支 部	010-0951	秋田県秋田市山王4-1-2 秋田地方総合庁舎内	018-824-1532	018-823-4799
山 形 県 支 部	990-0023	山形県山形市松波4-5-5 黒井産業ビル内	023-623-0945	023-634-3999
福 島 県 支 部	960-8065	福島県福島市杉妻町5-75 福島県庁東分庁舎3号館内	024-522-6372	024-522-2179
茨 城 県 支 部	310-0911	茨城県水戸市見和1-356-2 茨城県水戸生涯学習センター分館内	029-224-0063	029-224-0064
栃 木 県 支 部	320-0032	栃木県宇都宮市昭和1-1-5 栃木県庁北庁舎3号館内	028-622-9752	028-622-0063
群 馬 県 支 部	371-0854	群馬県前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル7階内	027-280-6333	027-280-6334
埼 玉 県 支 部	330-9301	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県教育局生涯学習部健康教育課内	048-822-9085	048-824-0905
千 葉 県 支 部	260-0013	千葉県千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館4階内	043-222-7259	043-222-7566
東 京 都 支 部	163-8001	東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都教育庁学務部学校健康推進課内	03-5320-6881	03-5388-1736
神 奈 川 県 支 部	231-8509	神奈川県横浜市中区日本大通33 神奈川県教育庁教育部保健体育課内	045-641-7401	045-641-4451
新 潟 県 支 部	951-8053	新潟県新潟市川端町2-9 新潟県林業会館内	025-224-6074	024-224-6076
富 山 県 支 部	930-0096	富山県富山市千歳町1-5-1 富山県教育記念会館内	076-441-8914	076-441-8962
石 川 県 支 部	920-8575	石川県金沢市鞍月1-1 石川県教育委員会スポーツ健康課内	076-225-1978	076-225-1979
福 井 県 支 部	910-8580	福井県福井市大手3-17-1 福井県教育庁スポーツ保健課内	0776-24-1646	0776-24-6140
山 梨 県 支 部	400-0031	山梨県甲府市丸の内2-14-13 K Kダイタビル5階内	055-226-7629	055-226-8128
長 野 県 支 部	380-8570	長野県長野市南長野幅下692-2 長野県庁東庁舎	026-233-3958	026-233-3160
岐 阜 県 支 部	500-8384	岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 岐阜アリーナ内	058-276-3964	058-276-3464
静 岡 県 支 部	420-0033	静岡県静岡市昭和町2-2 昭和町S. I. Aビル内	054-253-7828	054-253-7870
愛 知 県 支 部	460-0007	愛知県名古屋市中区新栄1-49-10 愛知県教育会館5階	052-263-1745	052-263-1754
三 重 県 支 部	514-0004	三重県津市栄町1-891 三重県合同ビル3階内	059-224-9113	059-224-2977
滋 賀 県 支 部	520-0044	滋賀県大津市京町3-4-22 滋賀会館内	077-524-5004	077-524-0168
京 都 府 支 部	602-8054	京都府京都市上京区出水通油小路東入丁字風呂町104-2 京都府庁西別館内	075-451-6800	075-432-2080
大 阪 府 支 部	543-0021	大阪府大阪市天王寺区東高津町7-11 大阪府教育会館内	06-6764-0700	06-6764-0701
兵 庫 県 支 部	650-0004	兵庫県神戸市中央区中山手通7-28-33 兵庫県立産業会館内	078-361-8177	078-361-8178
奈 良 県 支 部	630-8502	奈良県奈良市登大路町30 奈良県教育委員会事務局保健体育課内	0742-22-5193	0742-22-8552
和 歌 山 県 支 部	640-8566	和歌山県和歌山市西汀丁26 和歌山県経済センタービル内	073-431-5030	073-433-4403
鳥 取 県 支 部	680-8570	鳥取県鳥取市東町1-271 鳥取県教育委員会体育保健課内	0857-26-8330	0857-24-2431
島 根 県 支 部	690-0888	島根県松江市北堀町15 島根県第3分庁舎内	0852-25-2311	0852-28-8801
岡 山 県 支 部	700-8570	岡山県岡山市内山下2-4-6 岡山県教育庁保健体育課内	086-224-2192	086-226-3684
広 島 県 支 部	730-8514	広島県広島市中区基町9-42 広島県教育委員会事務局生涯学習部スポーツ健康課内	082-221-4027	082-211-3854
山 口 県 支 部	753-8501	山口県山口市滝町1-1 山口県教育庁保健体育課内	083-922-6582	083-922-8737
徳 島 県 支 部	770-8570	徳島県徳島市万代町1-1 徳島県教育委員会体育保健課内	088-621-3170	088-655-8981
香 川 県 支 部	760-0004	香川県高松市西宝町2-6-40 香川県教育会館4階内	087-834-7526	087-834-7527
愛 媛 県 支 部	790-8570	愛媛県松山市一番町4-4-2 愛媛県教育委員会内	089-931-8359	089-943-6910
高 知 県 支 部	780-8570	高知県高知市丸の内1-7-52 高知県庁西庁舎高知県教育委員会事務局内	088-824-2500	088-824-2526
福 岡 県 支 部	812-8575	福岡県福岡市博多区東公園7-7 福岡県教育庁教育振興部スポーツ健康課内	092-641-8225	092-641-8226
佐 賀 県 支 部	840-8570	佐賀県佐賀市城内1-1-59 佐賀県教育庁体育保健課内	0952-26-0020	0952-26-7034
長 崎 県 支 部	852-8118	長崎県長崎市松山町2-5 長崎県営野球場内	095-848-4195	095-848-9323
熊 本 県 支 部	862-8609	熊本県熊本市水前寺6-18-1 熊本県教育庁体育保健課内	096-381-9313	096-381-5007
大 分 県 支 部	870-8503	大分県大分市府内町3-10-1 大分県教育庁体育保健課内	097-532-7416	097-532-7435
宮 崎 県 支 部	880-0804	宮崎県宮崎市宮田町1-11 宮崎県自治会館内	0985-28-5155	0985-28-5156
鹿 児 島 県 支 部	890-8577	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1 鹿児島県教育庁保健体育課内	099-286-5330	099-286-5671
沖 縄 県 支 部	900-0021	沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県教育庁保健体育課内	098-863-9354	098-863-8681

学校の管理下の災害-19 ー基本統計ー

平成16年3月31日 初版発行

発行者：独立行政法人日本スポーツ振興センター (NAASH)

〒160-0013

東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号

TEL：03-5410-9156

FAX：03-5410-9167 (健康安全部健康安全事業課)

HPアドレス：<http://www.naash.go.jp/>

印刷者：丸栄株式会社

〒104-0031

東京都中央区京橋2丁目12番4号

TEL：03-3563-2801



2004

NAASH